

平成23年度 第63回関東高等学校ヨット大会

兼 第52回全国高等学校ヨット選手権大会予選

帆走指示書 (Sailing Instructions)

1. 規則

1. 1 本レガッタには、2009-2012セーリング競技規則(以下「規則」という)に定義された「規則」及び2009-2012セーリング装備規則(以下「装備規則」という)及び、日本FJ協会の規定に基づき、2004年国際FJ級規則(2007年3月1日修正版)(以下「クラス規則」という)を適用する。
1. 2 競技規則付則(以下「付則」という)Dは適用しない。
1. 3 付則Pを適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のスタート予定時刻の60分前までに公式掲示板に掲示される。

4. 陸上で発する信号

4. 1 陸上で発する信号は、陸上本部に掲揚される。
4. 2 音響信号1声と共に掲揚するD旗は、『出艇を許可する。予告信号はD期掲揚後、30分以降に発する。[艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない]』事を意味する。
4. 3 指示5. 1及び5. 3に示した個別のレースに対して回答旗を掲揚しない。予告信号は、D旗を掲揚しない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期している。

5. レース日程

5. 1 レースの日程及び、予定されるレース数は次の通りとする。

日 付	予 定	最初のレースの予告信号時刻
6月10日(金)	計測・開会式	
6月11日(土)	レース日(4レース)	9:40
6月12日(日)	レース日(2レース)	9:40

5. 2 予定されるレース数は6レースとする。(一日に行うレースは最大4レースとする。)
5. 3 引き続きレースを行う場合には、フィニッシング・ボートにR旗(音響信号なし)を掲揚し、次の予告信号を掲揚する4分以前に音響信号1声とともにスタートマークにオレンジ旗を掲揚する。
5. 4 6月12日(日)は、13:00より後には予告信号を発しない。

6. クラス旗

クラス旗は下記を用いる。

男子FJ級・・・・・・白地に緑色文字のFJ旗

女子FJ級・・・・・・白地にピンク色文字のFJ旗

7. レーシングエリア

添付図Aにレースエリアの位置を示す。

8. コース

8. 1 帆走すべきコースは次のとおりとする。・・・添付図B参照

コース1 コース信号「国際数字旗 1」

コース2 コース信号「国際数字旗 2」

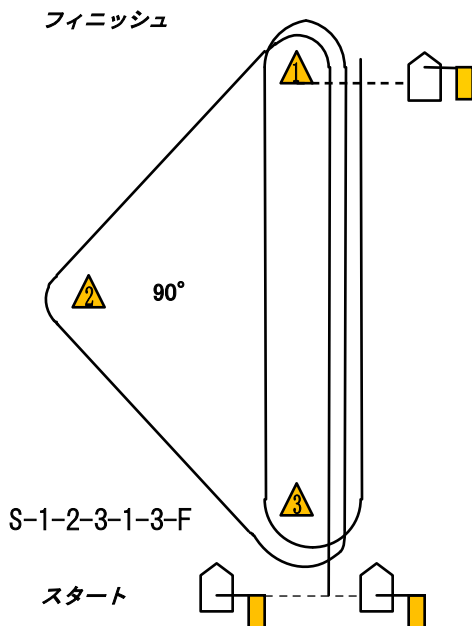
帆走するコースは、予告信号と同時にコース信号旗を掲揚することにより艇に知らせる。

8. 2 添付図Bの見取り図は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序及びそれぞれのマークの通過する側を含むコースを示す。マーク3からマーク1までの距離は、おおよそ700~1000mとする。

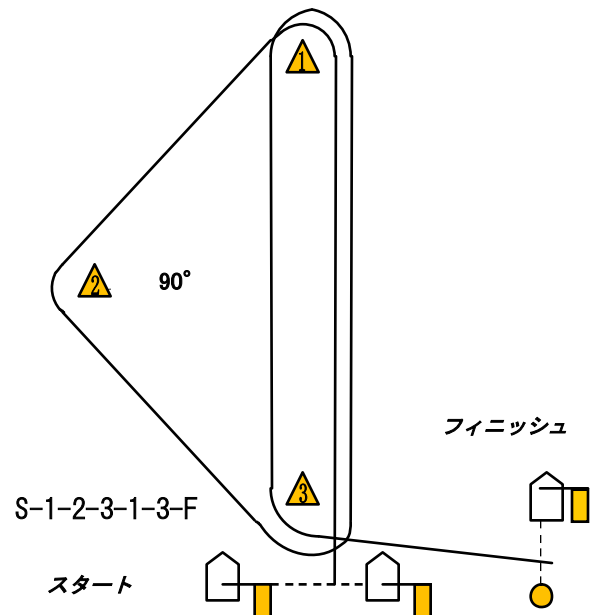
8. 3 予告信号以前に、レース委員会の本部船に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

添付図B

コース 1



コース 2



9. マーク

9. 1 マークはオレンジ色のブイ（三角錐形）とする。

9. 2 スターティング・マークは、スターティング・ラインのスターボードの端にあるレース・コミッティー・シグナル・ボートとポートの端にあるレース・コミッティー・ボートとする。

9. 3 フィニッシング・マークはフィニッシング・ラインに位置する青色の旗を掲げた、レース・コミッティー・ボートと1マーク（コース2の場合はオレンジ色の球形ブイ）とする。

10. スタート

10. 1 レースは、規則26を用いて、スタートさせる。

10. 2 スターティング・ラインは、スターティング・マーク上のオレンジ色の旗を掲揚しているポール又はマストの間とする。

10. 3 スタート信号の4分以降にスタートする艇は「DNS」と記録される。この項は付則A4. 1を変更している。

10. 4 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるためレース・コミッティー・シグナルボート以外のレース・コミッティー・ボートにも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、その場合、音響信号は発せられない。また、当該レース・コミッティー・ボートが行う第一代表旗の降下については、規則レース信号「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとする。

11. 黒色旗規則適用に伴う掲示

競技規則30. 3「黒色旗規則」を適用したレースにおいて、ゼネラルリコール信号を発した場合又はレースがスタートした後中止となった場合には、この規則に違反した艇のセール番号を、そのレースの次の予告信号前にシグナル・ボートの後部に掲示する。

12. コースの次のレグの変更

- 12. 1 コースの次のレグを変更するためにレース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合そのマークは元のマークで置き換える。
- 12. 2 この変更はマークがまだ定位置になくても、先頭艇がそのレグを始める前に信号が発せられる。

13. フィニッシュ

フィニッシング・ラインは、青色の旗を掲げたレース・コミッティー・ボートのオレンジ色旗を掲げたポール又はマストと1マーク（コース2の場合はオレンジ色の球形ブイ）の間とする。

14. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は審問無しに「DNF」と記録される。これは規則35とA4、A5を変更している。

15. 抗議と救済の要求

- 15. 1 抗議書は陸上本部で入手できる。抗議は抗議締め切り時間内に陸上本部に提出されなければならない。
- 15. 2 抗議締め切り時間はその日の最終レース終了後60分とする。同じ抗議締め切り時間をレース委員会とプロテスト委員会によるすべての抗議および救済の要求に適用する。この項目は規則61.3と62.2を変更している。ただし、プロテスト委員会の裁量によりこの時間を延長する場合がある。抗議締め切り時刻は、公式掲示板に掲示される。
- 15. 3 レース委員会又はプロテスト委員会による規則61.1(b)に基づく艇への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に掲示される。これは規則61.1(b)を変更している。
- 15. 4 付則Pに基づき、規則42違反を認めたか、またはプロテスト委員会により失格とされた艇の一覧は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に掲示される。
- 15. 5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者及び証人として指名された者への通告は、抗議締め切り時刻後30分以内に公式掲示板に掲示される。
- 15. 6 指示17、18、19、21、22、23及び24の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格が科せられることがある。ペナルティーが失格より軽減された場合、得点の略語は「DPI」を用いる。
- 15. 7 本大会における審問の再開要求は、その当事者が判決を通告された後30分以内に提出されなければならない。これは、規則66を変更している。
- 15. 8 規則70.5(a)(b)により、本大会のプロテスト委員会の下した判決は最終であり、競技者の上告の権利は否認されている。

16. 得点

- 16. 1 シリーズが成立するためには、1レースを完了することを必要とする。
- 16. 2 本大会は、付則Aの低得点方式を採用する。
- 16. 3 (a) 6レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。
(b) 6レース以上成立した場合、艇のシリーズ得点は最も悪いレースの得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16. 4 失格(DSQ, DNE, DGM)、または規則30.3に基づき失格(BFD)とされた艇の得点は、「参加が認められた艇の数(以下「参加艇数」という。)+3点」とする。これは、付則A4.2を変更している。
- 16. 5 指示17.1、17.3の手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」の略語を付し、「着順+3点」の得点を記録する。但し、その艇は「DNF」の艇より悪い得点を与えられる事はない。これは規則63.1およびA5を変更するものである。
- 16. 6 各クラスのソロ及びデュエット競技の得点は、次の通り算出される。
 - (a) ソロ競技の得点は、その艇のシリーズの得点とする。
 - (b) デュエット競技の得点は、構成する2艇のソロ競技における得点の合計とし、順位は合計得点の少ない学校を上位とする。1艇のみ参加している学校の得点は「その艇の得点+(参加艇数+1)の順位の得点」×(完了したレースの回数)」とする。但し、5レース以上完了した場合の完了レースの回数は、(完了したレースの回数-1)とする。同点の場合は、構成する上位の1艇のソロ競技の順位を比較し、上位の艇の学校を上位とする。

17. 安全規定

17. 1 チェックインとチェックアウト

- (a) レースに参加しようとするヘルムスマンは、出艇前に陸上本部前にて「出艇申告書」にサインしなければならない。出艇申告はその日の最初のスタート予告信号予定時刻の40分以上前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に「出艇申告書」にサインしなければならない。
- (b) 帰着した艇のヘルムスマンは、帰着後直ちに、陸上本部前に用意される「帰着申告書」にサインしなければならない。(修理等による一時帰着は除く) 帰着申告書はその日の最終レース終了後60分間用意される。ただし、レース委員長の裁量により、この時間を延長することがある。

17. 2 引き続き行われる予定のレースの出艇申告は取りまとめて行う。

17. 3 引き続き行われるレースでヘルムスマンが選手交代した場合、帰着申告は帰着直前のレースのヘルムスマンが行う。

17. 4 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

17. 5 レース艇が自ら救助を求める場合は救助する船に対して「片手を高く上げて」合図を送ること。

17. 6 レース委員会は危険な状態にあると判断したレース艇に対して、リタイア勧告又は強制救助を行う事ができる

18. 引き続き行われるレースにおける選手の交代

18. 1 選手交代は海上にて行う事ができる。選手の搬送はレース委員会の用意した船艇で行う。

18. 2 選手を交代しようとする艇は、新たに乗艇する選手が申告を行う。申告受付場所は陸上本部前、申告受付時間は、直前のレースのスタート時刻からレース終了時刻の10分後までとする。

18. 3 海上にいる選手が、選手交代の意向を監督に伝えようとする場合は、フィニッシュ後直ちに近くの運営艇にその旨を申し出る事。

19. 装備と計測のチェック

19. 1 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査される事がある。

19. 2 損傷・又は紛失した装備の修繕・交換は、レース委員会の承認なく許可されない。修繕・交換の要請は、次のレースの出艇申告の受付時間、海上においてはスタート予告信号までにレース委員会に対して行わなければならない。

20. 識別

運営艇の標識は次の通りである。

レース・コミッティー・シグナルボート・・・・・・神奈川県セーリング連盟旗

レース・コミッティー・ボート・・・・・・神奈川県セーリング連盟ペナント

プロテスト・コミッティー・ボート・・・・・・白地に黒で“JURY”の旗

21. ライフジャケット

乗員は離岸から着岸の間、十分な浮力を持つライフジャケットを着用していなければならない。但し、衣服の着脱にたずさわる短時間の場合は、これを除く。

22. 支援艇

大会期間中は(平成23年6月11日・12日)は支援艇の運行を禁止する。ただしレース委員会の要請がある場合はこれを除く。なお各校のサポートをする人員に規則違反があった場合、関係するすべての艇に対してプロテスト委員会の裁量によりペナルティー(69条のペナルティーや失格を含む)が科せられることがある。

23. 無線通信

艇は離岸してから着岸するまでの間、無線の送受信を行ってはならず、またすべての艇が利用できない無線通信を受信してはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

24. ごみの処分

艇は水中にごみ等を捨ててはならない。

25. 賞

25. 1 男女各ソロ競技1位に賞状及び優勝杯を授与し、2位～6位までのチームには賞状を授与する。

※男子1位～10位、女子1位～4位までに全国大会への出場権を与える。

25. 2 男女各デュエット競技1位に賞状及び優勝杯を授与し、2位、3位には賞状を授与する。

26. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則4「レースをする事の決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

27. 津波規定

27. 1 気象庁が津波警報（大津波、津波）または津波注意報を発表した場合、レース・コミッティー・シグナルボートまたはレース・コミッティー・ボートに反復音響信号と共に下記の旗が掲揚される。

・大津波警報



赤色旗

・津波警報



ピンク旗の上に赤色旗

・津波注意報



数字旗8の上にピンク旗、
その上に赤色旗

掲揚された場合、「レースは中止され、すべての艇は速やかに避難する」ことを意味する。

27. 2 すべて大会関係者（選手・運営役員）は指示27. 1に対し、自己の責任で適切な判断をし、行動すること。

別添図A レーシングエリア

